

# 「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務 公募型プロポーザル募集要領

## 1 趣旨・目的

来庁者や職員が快適に利用できるコミュニケーションスペースとして、徳島県庁舎11階の「食堂」及び「展望者ロビー（会議室1102含む。）、（以下、「展望者ロビー」という。）」を徳島県産材（以下、「県産材」という。）による木質等改修を行い、木とふれあい、憩うことができる「体感型木質空間」として整備することで、更なる県産材の魅力発信及び利用拡大を図る。

また、改修に当たっては、来庁者や職員から「待ち合わせスペースの増加」、「一人でも食事しやすい席の新設」、「協議スペースの確保」など環境整備を望む声があることから、待合、ミーティング、職員のワーキングスペース等として多目的に使用でき、「開かれた県庁」及び「職員の働き方改革」に資するものとする。

そこで、本プロポーザルは、「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務に係る設計及び施工（什器製作・設置含む。）を一体的に委託するために、高い技術力及び豊富な経験等を有する事業者を公募により選定し、最優秀提案者を決定する。

## 2 事業実施主体

徳島県

## 3 事業実施形態

委託業務（本業務に採択された事業者と徳島県の間で委託契約を締結。）

## 4 事業の概要

### (1) 委託業務名（工事名）

「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務

### (2) 委託業務の内容

次の全ての業務を一体的に実施すること。なお、本業務の実施に当たっては、「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務仕様書に基づき、徳島県及び関係各所と十分な連携を図りながら遂行すること。

ア 「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務に係る設計図書、設計書等の作成業務

イ 「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務に係る施工（什器製作・設置含む。）

ウ その他、必要と認められる業務

(3) 委託業務期間

委託契約日から令和7年3月31日まで

(4) 見積限度額

金50,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

## 5 委託契約の方法

(1) 契約方法

簡易公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(2) 契約相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最優秀提案者を選定し、その提案提出者を契約予定者とする。

## 6 委託対象経費

(1) 対象となる経費

ア 本業務の実施に必要な、人件費（設計・デザインに係る経費含む。）、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料の他、本業務を実施するために必要と知事が認める経費  
※対象経費は、他の経費と区分して整理すること。

(2) 対象とならない経費

ア 「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務に活用しない設備等を取得するための経費  
イ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等によりすでに支弁されている経費  
ウ その他、本業務との関連が認められない経費

## 7 応募者の参加資格

応募者は、本業務を効果的・効率的に実施する体制及び能力を有する者（複数法人等による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件を満たす者（コンソーシアムの場合はその構成員）とする。なお、(3)、(4)及び(5)項の要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 募集の公告日から契約日までの間に、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

- (4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。
- (5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。
- ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。
- (10) 事業所の本社及び営業所等の所在地の都道府県税（法人事業税・法人県民税）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等に未納がないこと。
- (11) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき、徳島県知事の登録を受けている建築士事務所であること。コンソーシアムによる応募の場合は、コンソーシアムに徳島県知事の登録を受けた建築士事務所が参加しているものであること。
- (12) コンソーシアムの構成員は、本業務において他のコンソーシアムの構成員となっていないこと。
- (13) 日本国内において、これまでに県産材を活用した建築工事（新築、増築、改築、移転、改修）又は備品製作の実績を有し、その契約金額（税込）が1,500万円/件以上であること。コンソーシアムの場合は、その構成員のうち1者が上記実績を有すること。  
（現在履行中のものを除く、国・地方公共団体・民間企業問わず。）
- (14) 失格要件
- 次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。
  - ア 二次審査において企画提案の評価点（徳島県が別に設置する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）委員の評価点の平均点）の合計が30点未満となった場合
  - イ 見積額が、見積限度額を超えた場合

(15) 無効要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は無効となることがある。

- ア 選定委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（募集要領に定める手続きは除く。）
- イ 評価の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合
- ウ 募集要領の規定に違反すると徳島県が認めた場合
- エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
  - (i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
  - (ii) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
  - (iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - (iv) 虚偽の記載がある場合（契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。）

## 8 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和6年7月4日（木）から令和6年8月8日（木）まで

(2) 配布場所

本プロポーザルに係る募集要領等は、徳島県ホームページから入手するものとし、貸与データについては、事務局で貸与する。

(3) 配布資料

- ア 「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務公募型プロポーザル募集要領
- イ 「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務仕様書
- ウ 「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務公募型プロポーザル評価基準

(4) 貸与データ

- ア 「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務図面データ  
(DVD-R)

## 9 現地説明会の開催

本事業の実施に際し、現地説明会を開催する。

(1) 開催日時

令和6年7月18日（木）午前11時から午後2時まで

(2) 開催場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁11階 会議室1102

(3) 内容

- ア 事業概要の説明
- イ 現地案内（昼休憩を兼ねた食堂運営状況視察含む。）
- ウ その他

(4) 参加申込方法

参加を希望する場合は、現地説明会参加申込書（様式第1号）により電子メールにて7月16日（火）17時までに事務局に提出すること。提出後は、必ず確認の電話連絡を行うこと。

(5) その他

- ア 説明会の参加は、各社3名までとする。  
※駐車場に限りがあるため、乗り合わせや公共交通機関を利用するなど配慮すること。
- イ 募集要領、仕様書の書類は各自で用意すること。

## 10 企画提案の参加・応募方法

(1) 一次審査書類の提出

- ア 一次審査提出書類
  - (i) 一次審査に提出する書類は表-1による。
  - (ii) 各様式は、徳島県ホームページからダウンロードすることとし、枠の微調整は可とする。
  - (iii) 文字サイズは、11ポイントを基本とし、書体は任意とする。
  - (iv) 提出書類のサイズ及び部数は、A4・13部（正本1部、副本12部とする。）

表-1

提出書類	様式番号	留意事項
参加申込書	第2号	
添付書類（コンソーシアムの場合、構成員全て） ①法人の場合は登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書）、個人事業者の場合は個人事業開始届の写し ②会社等の概要が分かる書類（パンフレット等） ③直近2期分の決算書又はこれに類する書類 ④直近の納税証明書（国税・県税） ⑤コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）※コンソーシアムの場合のみ		
実績調書	第3号	令和3年度以降の、県産

(コンソーシアムの場合、構成員全て)		材を活用した建築工事(新築、増築、改築、移転、改修)又は備品製作の契約実績(現在履行中のものを除く、国・地方公共団体・民間企業問わず。)を記載すること
一次審査課題の提案書	第4号	

イ 提出期間

令和6年7月4日(木)から令和6年8月8日(木)午後5時まで(必着)  
 ※持参の場合、午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日を除く。)

ウ 提出方法

持参又は郵便(書留郵便に限る。)  
 (ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。)

エ 提出先

事務局

オ 一次審査課題

実績調書を踏まえて、「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務の目的を実現するための提案に係る基本的なコンセプト(考え方)を800字以上1,000字以内で記述すること。

(2) 二次審査書類の提出

ア 二次審査提出書類

- (i) 一次審査に合格した者が提出する書類は表-2による。
- (ii) 各様式は、徳島県ホームページからダウンロードすることとし、枠の微調整は可とする。
- (iii) 文字サイズは、11ポイントを基本とし、書体は任意とする。
- (iv) 提出部数は、A4・13部(正本1部、副本12部とする。)

表-2

提出書類	様式番号
企画提案書 課題①「デザイン性、機能性及び品質を設計・施工で確保するための実行体制」 課題②「本業務に係る県産材の調達方法及び効率的・効果的な木質等改修の提案」 課題③「工期遵守の提案」 課題④「維持管理経費の低減についての提案」 課題⑤「利用者への配慮の提案」	第5号

課題⑥「新しい働き方や新たなコミュニケーション創出の提案」	
委託業務に係る経費の見積書	第6号
パース図	任意

最優秀提案者決定後の追加提出書類

提出書類	様式番号
細目内訳書	任意

イ 提出期間

令和6年8月23日（金）から令和6年9月6日（金）午後5時まで（必着）

※持参の場合、午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日を除く。）

ウ 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。）

（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）

エ 提出先

事務局

## 1.1 応募に際しての留意事項

- (1) 応募は1参加者（1コンソーシアム）につき1件とする。
- (2) 書類の作成は、A4判片面印刷とする。なお、表・写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- (3) 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 企画提案書の作成、提出等応募及びヒアリングに要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。ただし、評価を行う際に必要な場合において、その一部又は全部を複製できるものとする。
- (7) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (8) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- (9) 最も適切な企画提案書を提出した者は、徳島県知事から、その旨を通知した後、速やかに契約を締結する。なお、企画提案書はあくまでも提案者の実施能力等を判断す

るために行うものであり、委託内容・見積りについては再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最も適切な企画提案書を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

- (10) 本業務の実施に当たっては、施設の安全性など関係各所と十分協議しながら業務を進めるものとする。
- (11) 貸与する図面は、昭和61年の県庁舎新築時のものであり、業務に当たっては、現地調査等を実施し、設計等に必要な現地状況を把握し業務を進めるものとする。
- (12) 契約履行過程で生じた成果物、製作物に係る一切の権利は、徳島県に帰属する。
- (13) 本要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (14) 「食堂」及び「展望者ロビー」の愛称を、別途、一次審査結果の通知と合わせて公表する。

## 1.2 応募書類等に係る質問

### (1) 質問書の受付および回答

#### ア 質問の方法

質問は、質問書（様式第7号）により電子メールにて事務局に提出すること。提出後は、必ず事務局に確認の電話連絡を行うこと。

#### イ 受付期間

令和6年7月4日（木）から令和6年7月25日（木）午後5時まで

#### ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年8月1日（木）までに徳島県ホームページにおいて公表する。

## 1.3 審査及び結果通知

### (1) 審査方法

審査は、一次審査（資格審査・書類審査）と二次審査（プレゼンテーション審査）の2段階で行う。

### (2) 一次審査

ア 一次審査は、選定委員会の事務局において実施する。応募数が5事業者以下の場合には資格審査のみを行い、応募数が5事業者を超える場合は資格審査に加えて書類審査を実施し、二次審査対象事業者5者を選定する。なお、二次審査には、一次審査の結果を反映しないものとする。

イ 一次審査の結果は、応募のあった全ての事業者に文書で通知する。また、二次審査対象事業者には、二次審査の実施日時・実施場所を通知する。

ウ 一次審査の評価基準は、以下のとおりとする。

**資格審査**

- ・応募者の参加資格及び適格要件を満たしているか
- ・必要書類の記載事項が整っているか

#### 書類審査

- ・別表「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務公募型プロポーザル評価基準を準用する

#### (3) 二次審査

ア 徳島県が別に設置する選定委員会において、企画提案書等のプレゼンテーション審査を実施し、その結果を基に最優秀提案者を選定する。提案者が1者であった場合は、企画提案内容の適否を評価する。

イ 審査方法は、別表「WOOD&MEETS」県庁木質空間PR事業委託業務公募型プロポーザル評価基準に基づき、審査委員が審査項目ごとに評価を行った評価点の平均点（少数点以下第2位を四捨五入。）に、価格評価点の得点（少数点以下第2位を四捨五入。）を加えて競う総合評価方式により行う。

ウ 二次審査対象事業者は、二次審査に出席し、企画提案書の内容についてプレゼンテーションを行う。原則非公開とし、1提案者（1コンソーシアム）につき説明時間は20分以内とし、質疑応答を10分以内とする。

エ プレゼンター及び出席者は、説明者含めて1提案者（1コンソーシアム）につき3名までとする。

オ 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料配付など、事前に提出された企画提案書に記載されていない内容に基づく説明は不可とする。なお、プロジェクター、スクリーン等を利用する場合は、その旨を事前に事務局へ連絡し、機器の接続等について確認すること。

カ 最高得点提案者が複数あるときは、選定委員会での議決により交渉順を決定する。

#### (4) 審査結果の通知

ア 審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知するとともに徳島県ホームページにおいて公表する。ただし、審査の経緯については公表しない。

イ 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

#### (5) 参加表明の秘匿

審査は公平性を担保するため、審査は全て匿名で行い、参加表明をした事実の公表は、二次審査の結果公表まで行わないこととする。

### 1.4 スケジュール

日 程		内 容
令和6年	7月4日（木）	募集の公告及び募集要領等の公表
	〃	質問及び一次審査書類の受付開始
	7月18日（木）	現地説明会の開催

	7月25日(木)	募集要領等に関する質問受付締切
	8月1日(木)	質問に対する回答・公表
	8月8日(木)	一次審査書類の受付締切
	8月22日(木)	一次審査の実施【書類審査】
	8月22日(木)	一次審査の結果通知
	8月23日(金)	二次審査書類の受付開始
	9月6日(金)	二次審査書類の受付締切
	9月12日(木) から 9月13日(金) の間	二次審査の実施 【プレゼンテーション及びヒアリング】
	9月20日(金)	審査結果の通知及び公表
	9月24日(火) 以降	契約 設計に係る県等との協議・設計 着工
令和7年	3月	竣工

※スケジュールは多少前後する場合があります。その際は、徳島県ホームページで周知する。

## 1.5 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した最優秀提案者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。
- (2) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と契約予定者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の内容を一部変更することがある。
- (3) 協議が整った場合に契約を締結することとし、契約条項については契約予定者と協議して定める。
- (4) 最優秀提案者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。なお、評価が同じ参加者が2者以上の場合は、企画提案の評価点の合計が高い者を上位とする。さらに、企画提案の評価点の合計が同じ場合は、くじ引きにより決定する。

また、提案者が1者となった場合でも本プロポーザルは有効とする。

## 1.6 留意事項

### (1) 企画提案の履行

受注者は、企画提案書および契約書に基づき、誠実に責任をもって履行すること。ただし、企画提案書のうち、明らかに業務に不利益と認める場合は除くものとする。

### (2) 契約金額

契約金額は原則として、当該参加者が提出した見積書の金額以内とする。

### (3) 建設業退職金共済証紙の購入

当該業務に係る契約締結時には、建設業退職金共済制度掛金収納書届出書を提出すること。建設業退職金共済証紙購入率は次表のとおりとする。

工事種別 請負代金額	建築	設備
1 千万円未満	3.5/1,000	2.5/1,000
1 千万円以上～5 千万円未満	3.0/1,000	1.9/1,000
5 千万円以上～1 億円未満	2.5/1,000	1.6/1,000
1 億円以上～5 億円未満	2.1/1,000	1.2/1,000
5 億円以上	1.8/1,000	1.1/1,000

※1：請負代金額は、消費税相当額を含み、設計額を除く金額である。

※2：住宅、非住宅の設備は、建築に含まれる。

### 1.7 法令の遵守

本業務の実施に際し、建築基準法、消防法、建築士法、建設業法その他関係法令・規則等を確実に遵守しなければならない。

### 1.8 事務局

徳島県農林水産部 林業振興課 木材需要・木育担当

〒770 - 8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL 088 - 621 - 2484 FAX 088 - 621 - 2861

電子メール ringyoushinkouka@pref.tokushima.lg.jp

別表

「WOOD&MEETS」 県庁木質空間PR事業委託業務公募型プロポーザル評価基準

審査項目	評価項目	配点
基本コンセプトの評価	事業への理解度	15
実績の評価	これまでの県産材を活用した実績	5
企画提案の評価	【課題①】 「デザイン性、機能性及び品質を設計・施工で確保するための実行体制	5
	【課題②（食堂）】 本業務に係る県産材の調達方法及び効率的・効果的な木質等改修の提案	20
	【課題②（展望者ロビー）】 本業務に係る県産材の調達方法及び効率的・効果的な木質等改修の提案	20
	【課題③】 工期遵守の提案	5
	【課題④】 維持管理経費の低減についての提案	5
	【課題⑤】 利用者への配慮の提案	10
価格提案の評価	【課題⑥】 新しい働き方や新たなコミュニケーション創出の提案	10
	(全評価対象者の最低見積額/評価対象者の見積額) × 5 ※少数点以下第2位を四捨五入	5
計		100